

# 新潟民商

新潟民主商工会  
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14  
電話 (243) 0141  
12年 8月 6

## 消費税増税法案を参議院で廃案に追い込もう!

### 総勢200台で自動車パレードを行う

新潟民商も参加する「消費税廃止各界連絡会」では、何としても参議院で消費税増税法案を廃案に追い込もうと、新潟市内を自動車で行進し市民にアピールしました。

新潟市陸上競技場から民商事務所までのコースと、民商事務所から新潟県庁へ向かうコースの二手に分かれてのパレードを計画。当日は猛烈な日差しが照りつける中、30分前に集合した参加者は自分の車に思い思いの飾り付けをしました。

競技場コースでは藤崎副会長(白根支部)の「私の車にはエアコンが付いていませんが、熱中症と事故には気をつけてアピールしましょう」との挨拶でスタート。1時間かけて増税法案の廃案を訴えました。

国会はまだ流動的な情勢です。私たちの運動が強まれば必ず増税を阻止できます。商工新聞と署名を持って、増税NOの声を一気に強めていきましょう!



→ 装飾された自動車  
↑ 参加者の面々

### お知らせ

事務所のお盆休みは8月11日から16日となります。何卒ご協力を宜しくお願いします。  
また商工新聞は8月13日付が休刊となり、次週配布される商工新聞は20日付となりまので重ねてよろしく申し上げます。

### 料飲マップできました

料飲支部会員のお店を地図上で分かりやすく配置しました。運動行動、各種イベント終了後の会場さがしの際にご活用ください。  
必要な方は事務局まで連絡ください。



### 北東フロックが 木戸病院で集団健診

やっぱり  
健康第一!



毎年行っている集団健診を今年は50名の会員さんが受診しました。



交流の場を担い十二年になる

新潟市旧大江山の小さな美術館「季(とき)」

— 江南区松山二二一四 0276-2423

「小さな美術館『季』」は、新潟市江南区松山（旧大江山）に住む高橋武昌さん（現新潟民商会長）夫婦が営みます。二〇〇〇年七月「文化をつくる人たちと住民の交流の場を」という高橋さんの思いから開館されました。自宅の一部と敷地内の別棟合わせて一〇〇㎡をギャラリーにして月二回の企画展、絵画や工芸、書道作品などの他に「生紙和紙」「漆器」をテーマにした作品展も毎年開き、伝統文化の紹介に力を入れてきました。館の中心に「いろり」が設けられ、訪れる人を高橋さんがお茶でもてなす家庭的な雰囲気の特徴です。入館者は「高橋さんの人柄に惹かれて」「何より雰囲気がいい」と語っています。多い日は七〇人〜一〇〇人、年間一万人が訪れ、三割がリピーターです。

毎年の体育の日、『季』が事務局を担って「大江山縄文市」が開催されます。すでに五回目となり、毎年二〇〇〇名程の参加があります。「縄文人も好んで住んでいた」この地の貴重な文化を、合併後の空洞化で失わせてはならないと、地域総がかりの多彩な集いになりました。『季』のこれからの一〇年は、地域の交流の場から、もっと広がりのある、地域経済の発展をも担って前進し続けることになりそうです。

業者二世頑張る!

寺尾支部・こばや自動車 吉田勲さん(32才)

車両整備 西区坂井 902 ☎260-4737

生まれた時に親が車両整備の仕事をしていました。自分も車が好きだったので自然に車屋になりました。

サッカーが好きで、中学を卒業して、プロサッカー選手を目指し、15歳でブラジルにサッカー留学をしました。三浦知良さんのようになりたいかった。日本から20人くらいが行きました。



ブラジルは、日本のようにたくさんのスポーツがあるわけではないので、男の子で運動能力がある人はみんなサッカー選手を目指しています。男はサッカー、女はバレーボールという感じです。三年間やりましたが、やっぱりプロは無理かと考え、帰国して自動車整備を勉強し、父親のところで働くことになりました。海外で三年間厳しい暮らしをしたというのは自分の中で生きていると思います。サッカーは今も、木曜日と日曜日以外は、仕事が終わったあとやっています。もう引退の年かなとも思うのですが、三浦カズさんが現役でやっている間は続けます。

仕事はそこそこ忙しいです。廃業した自動車のお客さんを得意

先にするようにしています。売り上げは伸びてきていたのですが、ここ二年は厳しい。中古車の販売に力をいれようと、オークションに行ったりネットを調べています。-



え！税務調査が変わる??

Q&A改悪国税通則法 第三回

Q4.これだけの項目を口頭で通知するのは大変だから、一部省略されることになるのでは?

A. 事前通知の義務としてこの十項目が法律に規定されたのですから、これを守ることが調査の適法要件となります。一項目でも抜けていれば調査の適法要件が問われますが、税務署員にも負担になるでしょう。後日「言った、言わない」とならないよう文書で通知を求めていきましょう。

なお、国税庁は改悪国税通則法に関する通達で、事前通知を行わない場合の例示として「税務代理人以外の第三者が調査立会を求めるなど、調査の適正な遂行に支障を及ぼすことが合理的に推認される場合」と民商を狙い撃ちと思われることが述べられています。全商連はパブリックコメントでこの項の削除を求めています。

Q5.事前通知はどのくらい前に行われるの?

A. 国会で岡本国税庁次長は「調査開始日までの相当期間の時間の余裕を見て行う」と述べています。ドイツでは十四日前までに行うことになっており、日本でも少なくとも十四日前までに通知するようにさせることが必要です。

